

監査報告書

令和4年5月23日

学校法人 鶴鳴学園
理事長 原田 雄司 様

学校法人 鶴鳴学園

監事 志賀定義 

監事 平山寿則 

私たちは、学校法人鶴鳴学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行状況について監査を行ないました。

監査にあたり、理事会・評議員会その他重要な会議等に参加すると共に、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行又は理事の業務執行状況は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めました。

以上